

「慰安婦」徴集における強制性

西野留美子

1、国際法違反並びに「貸座敷娼妓取締規則」「刑法」等の視点から

ア、未成年者（満21歳未満）に売春をさせてはならない。

- *「他人の情欲を満足せしむる為醜行を目的として未成年の婦女を勧誘し誘引し又は拐去したる者は本人の承諾を得たるときと雖……罰せらるべし」（『醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買取締ニ関スル国際条約』）
- ・1910年5月4日パリで締結・1925年10月21日、日本は未成年を満18歳未満と留保条件を出して加入したが、1927年に撤廃し満21歳未満に同意した。

イ、未成年者を略取又は誘拐してはならない。

- *「未成年者を略取又は誘拐したる者は3月以上5年以下の懲役に處す」（刑法第33章「略取及誘拐ノ罪」）

ウ、詐欺により成年婦女を勧誘・誘引・拐去してはならない。

エ、暴行、脅迫、権力濫用その他一切の強制手段により成年婦女を勧誘・誘引・拐去してはならない。

- *「他人の情欲を満足せしむる為醜行を目的として詐欺に依り又は暴行、脅迫、権力濫用その他一切の強制手段を以て成年の婦女を勧誘し誘引し又は拐去したる者は……罰せらるべし」（アの条約）

オ、外国に移送する目的で人身売買をしたり、略取又は誘拐したり、それらの被拐取者もしくは被買者を外国に移送してはならない。

- *「帝国外に移送する目的を以て人を略取又は誘拐したる者は2年以上の有期懲役に處す」「帝国外に移送する目的を以て人を売買し又は被拐取者若しくは被賣者を帝国外に移送したる者亦同し」（イの条約）

カ、17歳未満の者は娼妓稼業を許可してはならない。

- *第17条「左の各號の一に該当する者に対して娼妓稼業を許可することを得ず 一、17歳未満の者」（『貸座敷娼妓取締規則』）

*「処女供出」との関連は？

キ、娼妓稼業をしようとする者は、父母又は親権者、未成年者は後見人、成年者は戸主または扶養義務者の承諾書がなくてはならない。承諾する者がいない場合はそのことを証明するものがなくてはならない。

- *第16条「娼妓稼業を為さむとする者は本籍、住所、氏名、妓名、生年月日、及稼場所を記載し且貸座敷営業者の連署したる願書に左の書面を添付し自ら出頭し警察署長に願出て許可を受くへし

一、父の承諾書、父知れざるとき、死亡したるとき、家を去りたるとき若は親権を行うこと能はざるときは家に在るこの承諾書、母も死亡したるとき、家を去りたるとき若は親権を行うこと能はざるときは未成年者に在りては後見人成年者に在りては戸主亦是扶養義務者の承諾書又は承諾を興ふる者なきことを証明したる書面」 （『貸座敷娼妓取締規則』）

ク、夫がいる者は娼妓稼業についてはならない。

*第17条「有夫の姉は娼妓稼を為すことを得ず」 （キの規則）

*「処女供出」との関連

「女子挺身隊」を名目にした募集、17歳になった未婚の女性を対象とした「処女供出」といわれた徴集は、業者を介してのものではなく官憲による徴集である。徴集方法は軍の依頼を受けた業者による場合と、軍の直接の系統による場合に2分類することができる。

2、慰安婦募集の「強制性」

—政府見解—

・「本人の意向に反して」集められたケース（＝強制）が数多くあった。

「総じて本人たちの意思に反して行われた」

<強制とは>

①、物理的強制

②、脅かし、畏怖させて本人の自由な意思に反してある種の行為をさせた強制

（1993年3月23日参議院予算委員会政府答弁）

政府見解の「強制徴集」は、2つに分類することができる。

①「物理的強制」の範疇にある強制取り出し（暴行等を手段とするケースも含む）

*官憲が直接これに加担する等のケースもみられた。（政府見解）

この場合、物理的強制が多かったと思われる。……証言参照

・朝鮮総督府が末端の行政機関を動員して「取り出した」事実の検証が必要。

② 詐欺または脅迫、権力濫用その他一切の強制手段による徴集（これらは、上記ウエと認識を共有する）

*軍の要請を受けた業者が主として募集に当たったが、その場合も甘言、強圧による等、本人たちの意思に反して集められた事例が多くあった。

（政府見解） ……証言参照

・軍と業者との「契約」関係の解明が必要。（契約内容・手続き・身分・利害保証・優遇等々）

この他、強制徴集による責任は、帰還義務を怠ったことも包含するのではないか。

「慰安婦」徴集における強制性・資料

阿部直三郎

(1)、軍慰安所政策3段階の展開と慰安婦徴集方法の特徴

1、第1期（初期）……1932年（昭和7年）～

<軍慰安所開設時期>

1932年（昭和7年）に起こった上海事変時の上海における慰安所設置が、資料により確認される最初の軍慰安所開設である。

『昭和十三年中ニ於ケル在留邦人ノ特種婦女ノ状況及其ノ取締並ニ租界当局ノ私娼取締状況』によると、上海ではすでに1907年（明治40年）7月に貸席が在留邦人により開業されていた。ところが1929年（昭和4年）6月に上海公安局は管下全般にわたって「支那人公娼」廃止のため邦人業者に対して閉鎖を強要している。

この頃、婦人矯風会上海支部も公娼制反対の旨を外務省に陳情し、公娼制は社会問題として取り上げられていた。そうした状況から国際都市における邦人の体面と社会風教上問題にされることが考慮され、1929年に公娼廃止に代わる便法として料理店酌婦制度が設けられた。

ところが1932年（昭和7年）に上海事変が勃発し、日本軍の上海駐屯が増員すると、軍人の慰安施設が急務になった。そのため「兵士ノ慰安機関ノ一助トシテ」海軍慰安所（事実上の貸席）が設置されたわけである。海軍慰安所設置が設置されたこの1932年が、資料上確認された軍慰安所創設時期である。

これを補足するもう一つの資料として、『岡村寧次大将資料』がある。これによると、1932年当時、上海派遣軍参謀副長であった岡村寧次は、日本軍軍人により相次ぐ強姦事件の発生を憂慮し、その防止策として慰安所創設を発案した。そこで長崎県知事に慰安婦団の召致を要請し、同年3月頃、上海に慰安所を開設した。（『岡村寧次大将資料』上巻・戦場回想録、『岡部直三郎大将の日記』・1932年3月14日）

さらに岡部直三郎上海派遣軍高級参謀の日記が、それを確認し補強する。「この頃、兵が女捜しに方々をうろつき、いかがわしき話を聞くこと多し。これは、軍が平時状態になるだけ避け難きことであるので、寧ろ積極的に施設を為すを可と認め、兵の性問題解決策に関し種々配慮し、その実現に着手する。主として永見中佐これを引き受ける」（『岡部直三郎大将の日記』1932年3月14日）

これらの資料からも分かるように、軍慰安所は、軍人の強姦事件を防ぐ目的をもって開設された。しかし軍慰安所が創設されたものの、この時期はまだ従軍慰安婦が政策として全土に普及・設置されているわけではなかった。

<この時期の徴集方法>

1、不統制な誘拐がまいの徴集

「軍の了解を得た」業者が女性を買い集めて開業しているが、業者のなかには、軍の許可なく女性を連れていった売春業者も多々紛れ込んでいた。軍の了解を得た業者であってもその名義を利用する行為がみられ、たとえば従軍記者や慰問者等を介して不統制に募集するということがあった。これら誘拐がまいの方法は、ときには警察に検挙されたり取り調べを受けることもあり、これが社会問題化することを恐れた軍は、のちに募集を派遣軍の統制下におき業者の選定を考えるようになる。

(『軍慰安所従業婦等募集二関スル件』(1938年))

この不統制な募集の実態が誘拐の類にあったということは、この時期の集め方がすでに本人の任意によらない場合があり、そうした徴集は、軍の委託業者によって行われている。

2、第2期……1937年～

<軍慰安所増設の原因>

第2期には、軍による定期的な性病検診等が行われるなど、軍による慰安所管理、慰安所運営システムの原型が作られた。

慰安所設置に大きな動きをみせたのが、盧溝橋事件をきっかけにして日中全面戦争に突入していく1937年(昭和12年)である。この年が、従軍慰安婦政策が中国全土に動き出す大きな転換期であった。杭州湾に上陸した第10軍は上海戦から南京に向けて進撃したが、その過程で民間婦女子への強姦事件が続出した。強姦防止と占領地の治安回復が慰安所増設の動機にあり、さらに軍人の士気高揚、性病対策等も軍慰安所設置の重要な目的であった。

その点については、『支那事変ノ経験ヨリ観タル軍紀振作対策』(昭和十五年九月十九日・陸軍省副官川原直一送達)でも確認される。それによると、事変勃発以来、軍人による略奪、強姦、放火、俘虜惨殺等、「皇軍タルノ本質ニ反スル幾多ノ反抗」が続発した。そうした事態は、「聖戦ニ対スル内外ノ嫌悪反感」を招き、これは「聖戦ノ目的」(「聖戦ノ目的ハ抗日排日容共政權及其ノ軍隊ヲ打倒シ東洋永遠ノ平和ヲ確立シ新秩序ノ建設ニ寄与スルニ在リテ)の達成を困難にするものである。犯罪防止のためには軍人の「殺伐ナル感情及劣情ヲ緩和抑制スルコト」が必要

であると考えられ、具体策として慰安所の増設が急務とされた。性的慰安の兵に与える影響は大きく、それは犯罪防止のみならず軍人の志気振興、軍紀維持、性病予防に役立つという発想に裏打ちされていたわけである。

＊「特ニ性的慰安所ヨリ受クル兵ノ精神的影響ハ最モ率直深刻ニシテ之カ指導監督ノ適否ハ志気ノ振興、軍紀ノ維持、犯罪及性病ノ予防等ニ影響スル所大ナルヲ思ハサルヘカラス」

以上のように1937年の日中戦争開始を期に南京攻略に至る日本軍の一般民間人女性に対する強姦事件は続発の一途を辿り、南京占領後の約1カ月間に申告された強姦事件数は2万件に及ぶ。(東京裁判記録)その事態を憂慮し強姦防止対策として広範に軍慰安所が開設されていたわけである。

<徴集方法>

- 1、募集、斡旋による徴集……誘拐まがいの徴集の多発
所轄警察署長による身分証明書の発給(渡航制限)

「帝国の威信を傷つけ皇軍の名誉を害する」ような集め方があった。それは出征兵士遺家族に悪い影響を与えるばかりでなく『婦女売買ニ関スル国際条約』にも違反することが憂慮され、『支那渡航婦女ノ取扱ニ関スル件』が内務省警保局長より各府県長宛てに通達された。

その内容は、醜業を目的とする婦女の渡航は、内地で娼妓または事実上醜業を営んでいる者とし、満21歳以上で花柳病やその他の伝染性疾患のない者(「北支、中支方面に向かう者に限り、当分の間これを黙認する」)と制限された。また醜業を目的にして渡航する女性は、本人が警察に出頭して身分証明書の発給を受けねばならなかった。また、仮契約の期間が満了したとき、またはその必要がなくなった場合には「速やかに帰国するよう予め諭旨することが記されている。渡航許可については、実質軍御用の飲食業、売春業、特に軍慰安婦に至っては最優先された。

しかし実際には、これらの通牒が厳密に守られていたわけではなかった。『支那渡航婦女ノ取扱ニ関スル件』(昭和13年5月12日)によると、北京に行った料理店店主が連れてきた芸妓は、4名のうち3名が21歳未満であった。(15歳、16歳、17歳)醜業を目的にしていることは明白であるが、店主は旭川警察署長発給の身分証明書を所持していた。こうした例は他にも2、3あったという。

さらにここでは、募集斡旋方法が「広告宣伝ヲ為シ又ハ事実ヲ虚偽若ハ誇大ニ伝フル」ような場合は厳重に取締るとされている。また募集斡旋業者については厳重な調査により正規の許可又は在外公館等が発行する証明書のある「身元の確実な者」が軍により認可された。

従軍記者、慰問者などを介して不統制に募集したり、募集の方法が「誘拐ニ類」するものであったという状況があったことが、『軍慰安所従業婦募集ニ関スル件』（1938年3月4日）から確認される。このとき募集などは将来派遣軍が統制し、斡旋業者の人選を周到に行い、募集の際には関係地方の憲兵・警察と連携を密にすることが指示されている。

在日朝鮮人女性が、警察署から渡航証明書の発給を受けて上海の海軍慰安所に渡っていることも重要である。（「支那渡航者ニ対スル身分証明書発給ニ関スル件」・1937年12月15日・福岡県知事赤末小寅）これによると、渡航理由は「海軍慰安所酌婦」として明記され、契約期間は1カ年、1年9カ月である。

前線においては、中国人女性を慰安婦として徴集するケースが多くみられた。

この時期の徴集方法は、

- 1、軍司令部が統制し、業者を介して集める。
- 2、各師団などが業者を使って集める。

いわゆる募集命令系統が合理的になったが、軍による斡旋業者といえども悪質な集め方をするケースが多々あった。業者の介在における徴集は、前借金による身柄拘束、人身売買を基礎としている。

3、第3期……1941年（昭和16年）～

1941年7月、御前会議、連絡懇談会にて「情勢の推移に伴う帝国国策要項」の原案が正式に決定した。対英米戦準備と対ソ戦準備の推進が決められ、大本営関東軍特種演習という名目でソ連への進攻作戦が計画され、70万の兵力が動員された。結果的には国の方針が南方進攻に決定したため、この作戦は中止になったが、作戦動員計画書にはシベリアに連れていく慰安婦の予定数が2万人と算出された。

＊「（70万）兵員ノ慰安用トシテ2万人ノ慰安婦ヲ動員従軍セシム」

この立案は関東軍司令部参謀第三課（兵站担当）であった。

結果的にはこの需要は達成されなかったが、中国東北地方に行く場合は「渡支身分証明書」は必要なかったため、連行が手続き上容易であったと思われる。「1942年からは大量の慰安婦が南方地域に送られるが、これまた警察の証明書は必要ではなかった」。（吉見義明氏見解）

同年、アジア・太平洋戦争に突入すると同時に、慰安所は進撃する日本軍を追うようにして南方各地に設置されていった。中国から南方に戦線が拡大されそれに伴い慰安所が南方に増設されていった点が、第3期の特徴である。

<渡航方法>

・慰安所業者、慰安婦の渡航については、旅券ではなく軍の証明書でよかった。

『南方渡航派遣者ニ関スル件』によると、業者・慰安婦の渡航は台湾軍が取り仕切り、陸軍省が許可を与えている。

<徴集方法>

慰安婦の徴集・輸送・運営等において、軍の管理・統制が徹底してきた時期である。慰安所業者の選定は軍が行い、選定された業者には「軍従属者」の証明書が軍から発給された。まさに中央統制型になったのが、この時期の特徴といえよう。

海軍の場合、慰安婦は「特要員」として徴集された。『第二次特要員進出ニ関スル件』（1942年5月30日・南西方面艦隊参謀長宛）によると、海軍は業者と協力をして第二次分の特要員（慰安婦）を送ろうとしている。

また、官憲による取り出しが頻繁となり、「女子挺身隊」という名目で募集されて騙されたというケースが多くみられるのが、この時期である。

<強姦の罪>

陸軍刑法ならびに海軍刑法は1908年（明治41年）4月10日に公布されたが、1942年2月20日にこの二法の改正法律が公布されている。その内容は、第9章『掠奪の罪』の第88条に「強姦の罪」を加えるものであった。

＊第88条ノ2「戦地又は帝国軍の占領地に於て婦女を強姦したるものは無期又は一年以上の懲役に処す。前項の罪を犯す者人を傷したるときは無期又は三年以上の懲役に処し死に致したるときは死刑又は無期若は七年以上の懲役に処す」

この改正は、占領地における強姦事件の多発の結果、善後策として法規制を敷いたものと考えられる。

・3時期に共通しているもう一つの側面は、侵略地・占領地等現地女性も慰安婦として徴集されていることである。その中には、インドネシアの捕虜収容所にいたオランダ人女性を収容所から連れ出したケースもあり、慰安婦の徴集・連行は、植民地朝鮮・台湾、また中国や東南アジアの侵略地・占領地の女性、そして捕虜の女性などに及んでいた。

(2)、強制徴集に関する証言

<業者>……軍の指示・命令と強制性

1、K氏の証言

- ✓
- ・1942年、南京にあった軍司令部と、南方に行って軍慰安所を経営する契約を結ぶ。

- 今から
- *・女性は経営者が期日までに集める。(前借金のための資金は業者の負担)
 - ・輸送は軍に任せる。(指定された期日に呉孫の港に集合する)

- ・女性は、南京・上海・奉天・徐州・ムシャク・杭州などから約2カ月かかって27名を集めた。

- 母
- *・日本人女性……ほとんど酌婦・前借金2000円~5000円

- ・朝鮮人女性……前借金500円

- ・前借金の額は、年齢が若いほど高く、朝鮮人・中国人より日本人の方が高く、借金のある者は借用証書を見て決めた。

- ていへん
いま
31-60
201
- ・軍御用船(大阪の商船を接収した「あとらす丸」)に乗船。

- *・1300名の女性(朝鮮人・中国人・日本人)が乗船した。

- ・憲兵が監視役で同乗していった。

- ・中国から南方に行く場合は、渡航証明書は要らなかった。

- ・5段ほどに仕切られた船底に入れられた。(暑くて裸でいた)

- ・シンガポールに着いてからそこに2週間ほど滞在し、軍の参謀から行き先を言い渡された。

- ・九州丸ら乗り換え、ビルマのラングーンに行った。

- ・ラングーンで軍の参謀からラシオに行くように命令され、軍のトラックで行き、軍によりすでに用意されていた慰安所(民家を改造した建物)に入った。(家賃は不要)

- ・慰安所経営の傍ら、軍出入り業者の仕事に就き、各地の駐屯部隊に食料その他の物資をトラックで売りに行った。

- ・給料は月給制で、4分6だった。 *経営者4、慰安婦6(軍票)

- *1時間1円(受付けでチケットを購入して、慰安婦に渡した)

- ・トラックに乗って軍人が慰安所に来ることや、慰安婦が軍のトラックで前線の駐屯部隊に行くこともあった。

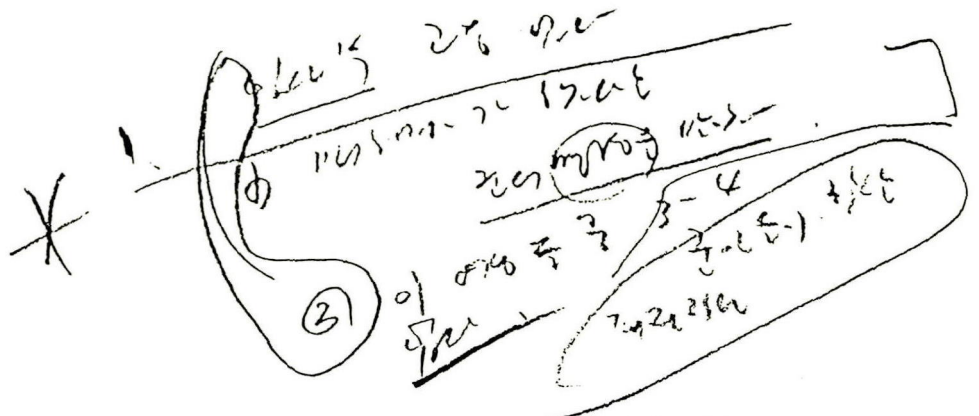
- ・石油缶に軍票を足で押し込むほどに収益があった。(軍出入り業としての収益も含めて) *103万円を横浜証券へ預金した。

- ・ほとんどの「慰安婦」が、半年ほどで前借金を返済した。「慰安婦」も軍事郵便で送金していた者もいた。

- ・一日に60人の相手をした「慰安婦」もいた。しかしそうした日は局部が爛れ、3日ほどは腫れがひかない状態だった。

- ・毎週金曜日に野戦病院の軍医がやってきて、検徴(性病検診)を行った。

- ・性病に罹った場合は、軍医が注射をして治療し、部隊の回報に「〇〇は性病のために休み」と書かれた。



- ・ラシオの慰安所にいた後、磨越・拉孟に軍のトラックで部隊と一緒に移動した。慰安婦のうちの5人は性病の治療のためにラシオの野戦病院にいて助かったが、他の慰安婦は拉孟の分屯隊に連れていかれた。拉孟が包囲されたときに亡くなった者、玉砕前に壕に入れられ手榴弾で殺された者、捕虜になり助かった者がいる。

2、Iさんの証言

- ・1938年に上海に行った。叔母が「大福旅館」を経営しており、その手伝いをするための転職と書類に書いた。
- ・大福旅館…中支上海市吳淞路529街4号
2階建てで18室あった。

その旅館に、女性を集める業者が泊まることがよくあった。

- ・夫が業者から頼まれて上海・杭州に買い集めに行ったこともある。
- ・1942年に南方で慰安所をやらないかと業者に声をかけられ、「ふるさと楼」の経営者（鹿児島出身）に付いていくことにした。軍の許可は、その業者が取り、自分たち夫婦は手伝いということでそのとき許可は取らなかった。
- ・軍用船「あとらす丸」に乗り、シンガポールで十勝参謀が行き先を振り分け、自分たちはビルマに行くように命令された。
- ・1942年（昭和17年）7月26日にビルマに到着。（5月に出発）
- ・朝鮮人慰安婦（12人）だけの慰安所「第2ふるさと楼」を任せられ、まずタウンギーで1カ月ほどいて、その後軍の命令でメイミョーへ行った。

*「あけみ」「ひろ子」「ゆき子」「銀子」（後に軍の直接慰安所になってから死亡・死因不明）「みのる」「よし子」「なお子」「まさえ」「玉春」「ひとみ」……

- ・日本人慰安婦（10人）は第1ふるさと楼に残った。
- ・部隊により慰安所に来る曜日が割り当てられていた。
- ・受付けで切符を買って部屋に入った。
- ・一日に13、14名の軍人の相手をした。
- ・軍のトラックで慰安所のない地域の部隊のところへ行ったこともある。
- ・衛生サックは軍から届けられたが、軍人はあまり使わなかった。
- ・給料は毎月「4分6」で6分を渡した。慰安婦は自分で何人の相手をしたか帳面につけていた。
- ・毎月長崎の実家に200円ずつ軍事郵便で送金した。300円、400円を送ったこともある。

- ・朝鮮人慰安婦が前借金を返し終わると、軍により営から解除された。その後慰安所には、満期除隊になった下士官だった男性が入り、国に帰ることができなかったために慰安婦を続けた。
- ・慰安所の経営を止めてからは、軍の御用商人になり、軍に納める馬の金具や食料等売り歩いた。その仕事で儲けた。
- ・敗戦後、タイのバンコクのバンパートの収容所でそのときの慰安婦の何人かと一緒になった。
- ・日本兵と結婚して九州に一緒に帰った朝鮮人慰安婦もいた。一緒に帰ってきたもののその軍人には妻がいて、結局朝鮮に帰された慰安婦もいた。

3、後方参謀付き大尉の証言

- ・業者に慰安所を開設する許可を下ろすと、業者が周旋人（警察の許可を受けた者）に依頼して女性を集めた。

＊内地では、戦前から警察の許可を受けた紹介所が女性を「紹介」していた。

- ・業者の中には、「内地」で遊郭などを経営していた者もいた。
- ・女性を集めるときは、前借金を渡した。
- ・自分が業者に命令書を書いた。
- ・業者が慰安婦を連れてくるまでは、ビルマではビルマ人女性を集めて慰安所を開いていた。（ビルマ人のボスの協力を得た）日本の業者が来てからは、ビルマ人慰安所は閉鎖した。（自分もビルマ人慰安所に行ったことがある）
- ・日本軍が入る前は、イギリス軍はビルマ人女性を個別に囲っていた。
- ・業者が連れてきた女性を見て、どこへ行くのが配置命令をした。慰安所関係は後方が担当した。

＊文書ではなく、電話で送り先の部隊に連絡した。書類上の手続きはしない。

- ・日本人慰安婦の場合は、司令部付きにした。その中には、沖縄出身の女性がいた。
- ・18師団（菊兵团）に3業者を置き、あとは他の部隊へ送った。
- ・慰安所の建物や設備は、軍で用意した。
- ・朝鮮人慰安婦の中には、看護婦の助手にするといわれ騙されたと言っていた女性がいた。
- ・朝鮮人慰安婦は若くて処女が多かった。
- ・一度、朝鮮人慰安婦が妊娠したことがあった。業者から処置してくれと頼まれて処置してやったことがあった。

4、吉田清二さんの証言

＊但し、これが一般であったかは立証されていない。

＊山口県労務報国会動員部長

- ・ 1942年9月、従来の労務動員体制のほかに新しく労務動員組織を、全国各県の警察機構のもとに設置した。各県の警察部に「道・府・県労務報国会」を組織させ、県内の警察署単位にその支部を設立させた。
- ・ 陸軍西部軍司令部と海軍呉鎮守府の「労務動員命令」によって、山口県労務報国会が行った朝鮮人強制連行は、すべて私が実務責任者であった。
- ・ 強制連行の形態

①募集によるもの……前借金を渡して集める方法

②官斡旋によるもの……炭鉱・鉱山・軍需産業等の事業者が、朝鮮人労務者の徴用を県知事に申請して、県の審査を経て県から厚生省へ、厚生省から朝鮮総督府へと事務手続きがなされ、事業所へ「朝鮮人徴用労務者使用許可証」が交付された。事業所は労務担当者を朝鮮へ出張させて、総督府道庁官吏（警務部労政課員）の指示に従って徴用された朝鮮人労務者を受領した。

*実際には、ヤミ斡旋人の「募集」による受入れが多かった。

③陸海軍の「労務動員命令」による強制連行……朝鮮防衛軍の朝鮮軍部隊や朝鮮総督府の各道庁の協力が得られた。

- ・ 慰安婦の動員命令

1943年5月

山口県警察部労政課へ山口県労務報国会会長（県知事兼任）あての労務動員命令書の交付が、西部軍司令部付き中尉によって行われた。

*動員命令の内容・皇軍慰問・朝鮮人女子挺身隊200名

- ・ 年齢 18歳以上30歳未満（既婚者も可、但し妊婦を除く）
- ・ 身体強健なる者（医師の身体検査、特に花柳病の検診を行うこと）
- ・ 期間 1年（志願により更新することを得）
- ・ 給与 毎月金30円也 支度金として前借金20円也
- ・ 勤務地 中支方面
- ・ 動員地区 朝鮮全羅南道済州島
- ・ 派遣日時 昭和18年5月30日正午
- ・ 集合場所 西部軍第74部隊

- ・ 動員命令書は徴用業務命令書として手渡された。
- ・ 「徴用隊」は軍の協力を得て、兵隊10名と軍のトラックを借りて駆け出しに行く。
- ・ 民家から「泣き叫ぶ女を両側から囲んで、腕をつかんで次々に路地へ引き摺り

④ (321709・145204201204)

出して、8人の若い娘を捕らえた」

- ・ボタン工場に行き「女子の徴用だ」といって女工の名簿を出させ、16人の娘を選び出した。娘たちは部隊本部の糧秣倉庫の一棟に収容した。
- ・他にも漁をしている娘12人、塩乾魚の製造工場の女子工員15人等々を暴力により駆け集めた。

5、朝鮮の警察官の息子の証言

- ・1943年に軍の依頼書を持った募集員が、朝鮮の警察官をしていた父に慰安婦の駆け出しを要請した。農家の親に150円貸して娘を出させた。軍の依頼書があったため、駆け出しに加わらざるを得なかった。

*孫呉の慰安所にいた朝鮮人慰安婦から聞いた話

「父が面長であったということで、前例として自分が差し出された。その面から娘を5人差し出せとの軍の命令があった」

*第15軍の元軍人の話

「憲兵立ち会いで巡査が村を遠まきに取り囲んで、面長に何人娘を連れてこいと命令し出させた。憲兵たちは、村に適齢期の娘が何人いるか分かっていると話していた」

6、元海軍軍需部総務課労務科徴用係の証言

- ・仕事の内容……徴用者名簿の作成、徴用者の戸籍を整理、輸送船ごとに乗船名簿を作成し、船が沈められた場合は、その名簿により死亡通知を家族に送った。
- ・1944年、『外地慰問団募集志願者名簿』という2、3センチの冊子が回ってきた。住所と名前を書くようになっていた。朝鮮人女性の名前が書いてあった。

7、在日朝鮮人の証言

- ・1943年か44年頃のこと。大阪に住んでいた朝鮮人の家に警察が来て、「17歳になる娘を出せ」といった。父親は咄嗟に結婚が決まっていると嘘をつき、あわてて婚約させて難を逃れた。

8、中国東北地方における調査から

・P氏の証言

中国東北地方から連れ出されて慰安婦にさせられた朝鮮人女性はいくいるが、大部分は戦後帰っていない。「こんな汚れた身では」といって、南京や江蘇省の

付近に住んでいる。彼女たちは中国人と結婚して漢族に登録し名前を変え、朝鮮人という民族を隠したまま生きている。

・ N氏の証言

延辺には、「紡績工場に仕事がある」と騙されて娘を連れていかれたケースがある。慰安所に行った娘は、死なないと帰ってこれないと言われていた。

・ P氏の証言

慰安婦にされた中国人女性については、1956年頃まで上海や南京で整理した。整理というのは、日本軍の慰安婦だったり娼妓だったりした女性を登録し、一部は厚生院に送ったり、あるいは紡績工場、保母、看護婦などの正業に就くように職場に送ったり、結婚させたりした。

中国東北地方には軍慰安所だけではなく、一般の小料理屋や遊郭に「御用」という看板が掛っていて、そこは一般人は行けず、軍人が利用する軍指定の慰安所になっていた。そこにいたのは、大部分が朝鮮人女性だった。＊一般の遊郭だったものが、「御用」の看板を掛けたときから一般人は立ち入り禁止になった。ここにいた朝鮮人女性は、「慰安婦」ではなく「娼妓」と呼ばれていた。ほとんど18、19、20歳ぐらいの若い娘だった。

・ L氏の証言

間島市（現延吉市）光明街にあった慰安所にいた慰安婦は、大部分が朝鮮人だった。朝鮮から連れてこられた女性たちだった。ここにいた朝鮮人の娘は、シンガポールなど南方に送られていった。

ここにあった慰安所には、『京城軍人慰安所』と看板が掛けてあった。

・ N氏の証言

日本人が経営する割烹料理屋には、歌ったり踊ったりする芸のある妓生がいた。……甲種

中国人が経営する料理屋は「ピー屋」と呼ばれ、酒も売り売春もした。

…乙種

<処女供出>

・ P氏の証言

延辺でも、太平洋戦争が始まって後の1942年頃から、女子挺身隊が組織されて南方に送られていった。農村では17歳になった未婚の朝鮮人女性が挺身隊として徴発されるというので、15、16歳になるとあわてて結婚させた。それで早婚が多くなった。早く結婚させなければどうなるかわからない状況だった。

・ K氏の証言

1942年頃のこと。女子挺身隊を延辺地方で集めた。姉は汪清県の小学校の5年生だった。数え年16歳。女子挺身隊を募集するというので、姉は5年生で結婚

して退学した。他にも5、6名の女子が結婚した。1学年30名のうち女子が10名。そのうちの5、6名が結婚した。全県合わせれば、こうした例はひかかなりな数に上ると思われる。それらは、正常な結婚ではなかった。

「17歳になった未婚の娘は、強制的に挺身隊に駆り出される」ということだった。それは、「処女供出」と呼ばれていた。

・ N氏の証言

日本軍相手の慰安婦のことを、この地方では「処女の皮を剥いで日本軍に捧げなければならない」といわれ、16、17歳で早々に結婚させた。彼女たちは「日本軍の魔手」から逃れるために、満州を転々と移り住まなければならなかった。

<日本軍人の証言>

*情報ホットラインより

- ・ 割り当てがあり、何人か行かなければならないということで、泣き泣き来たという女性もいたみたいだ。 (軍曹)
- ・ 特殊看護婦として募集に応じたところが、慰安婦にさせられたという話を聞いた。
(上等兵)
- ・ 天津の陸軍病院にいたとき、脅迫されて連れてこられたという話を聞いた。
(見習い士官)
- ・ 巡査が村を取り囲んで、慰兵が立ち会う。この村の人口はどれぐらいで適齢期の娘が何人いるのか分かっている。10人引っ張ってこいとか、5人引っ張ってこいとか言われる。
(部隊長の運転手)
- ・ 朝鮮人のブローカーが朝鮮から娘を連れてくると聞いた。実際に集めたのは、朝鮮人だと、朝鮮人の通訳から聞いた。
(上等兵)
- ・ 朝鮮人が朝鮮の娘を連れてきて商売をさせていた。
(朝鮮師団中隊長)